

特別報告「ラテンアメリカ諸国の労働事情～訴訟手続きを中心に」

発表者：アルベルト松本 会員（神奈川大学）

1) 南米諸国訪の労働事情 (添付資料参照)

CHILE の労働紛争処理制度

■新しい労働訴訟法「NUEVA JUSTICIA LABORAL」法律 20.087号（2006年1月制定）

労働法（Código de Trabajo）の第5巻第1編第2章を完全に改正し、そこに導入。

先月（2009年10月）、全国すべての労働裁判所が整備された。

<http://www.minjusticia.cl/laboral/final/index.html>

<http://www.minjusticia.cl/laboral/final/procedimiento.htm>

1) 労働監督署に相談及び任意和解申し立て

Art. 497 Reclamo, Resolución de la Inspección de Trabajo

Comparendo de reconciliación. NO = procedimiento judicial

2) 労働裁判に提訴

1－準備審理 和解を呼びかける

Audiencia preparatoria-Conciliación. Audiencia de Juicio Oral.

2－口頭審理 ここでも和解を呼びかける

Audiencia de Juicio Oral. Se llama a Conciliación.

判決 Sentencia

裁判の特徴：労働紛争専用の裁判所、訴訟手続きの迅速性、判決執行の確実性（補償の支払い、未納社会保障費の支払い等が実際行われるようにする Procedimiento ejecutivo）、モニタリング制度（Procedimiento monitoreo 小規模な問題や低額賠償の案件であり、指導で終わることが多い）。

公判：口頭で審理、公開制度、集中審理、職権でスピード化。

新制度の下、チリ各地に26の労働裁判所を設置、84名の労働問題専門の判事を任用（それまで20名）、136名の労働擁護官（Defensor Laboral、低所得労働者の弁護をする弁護士）を任命、494名の事務員を配置。

法律扶助協会（Corporación de Asistencia Judicial）の支援のもと、全国33カ所に労働擁護官事務所（Oficina de Defensa Laboral）を設置。

公判の平均日数：59日

事件数：Región Metropolitana 2009年1月～9月31日

4,500件を受付、裁判になったのが174件（不当解雇が39%、

解雇の無効36%、労働保険や社会保険料の未払い13%）

同期間、労働擁護官事務所が関与した事件は174件（国選弁護人に相当）

KPMG 監査法人（チリ支部）の調査によると、2008年3月から2009年6月までの労働訴訟統計によると、42%が原告（労働者）の勝訴率、敗訴率（雇用主の勝訴率）が3%、和解率が48%、取り下げ率が4%、直接支払いが4%である。企業では「労働リスク」に関するリスク管理制度を整備し、訴訟にならない人事制度や労務管理制度が急がれている。

Referencias en internet:

http://www.latercera.com/contenido/654_196511_9.shtml Nota de diario La Tercera

http://www.justicia.gov.bo/index.php?enlace=noticia_mostrar¬icia=46 Ministerio de Justicia de Chile

<http://www.dt.gob.cl/1601/channel.html> Dirección de Trabajo de Chile

<http://www.observa.com.uy/> Diario El Observador de Montevideo-Uruguay